

コンビニエンスストアによる北九州市上下水道局 収納事務委託に関する要綱

(平成10年4月1日局長決裁)

(平成19年10月1日一部改正)

(平成24年4月1日一部改正)

(平成24年10月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第26条の4及び北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市上下水道局管理規程第12号。以下「会計規程」という。）第36条の2の規定に基づき、北九州市上下水道局収納事務のコンビニエンスストア本部（以下「コンビニ本部」という。）への委託に当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、コンビニエンスストアとは、住宅地に近接し、年中無休、24時間営業等で、利便性の提供を特徴とする小売り店舗をいう。

(委託の基準)

第3条 北九州市上下水道局長（以下「局長」という。）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるコンビニ本部に収納事務を委託することができる。

- (1) 収納事務を委託することにより、局の収入の確保及び経済性がよりよく発揮され、かつ、支払者の便益の増進に寄与するものと認められる者
- (2) 収納事務を委託した場合、収納された料金等を安全に保管できる者
- (3) 収納事務を遂行するのに十分な意志と能力を有する者
- (4) 市内各区に相当数の店舗を有する者
- (5) コンビニ本部の電子計算機処理システムが、局の電子計算機処理システムと整合性があるものを使用している者

(取扱料金等)

第4条 収納できる料金等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）に規定する水道料金
- (2) 北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）に規定する下水道使用料
- (3) 北九州市上下水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）により委任を受けた北九州市漁業集落排水処理施設使用料
- (4) 芦屋町から法第33条の2の規定に基づき委託された下水道使用料
- (5) 水巻町から地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき委託された下水道使用料

(委託契約の締結)

第5条 局長は、収納事務をコンビニ本部に委託するに当たり、委託先、委託事務の種類、委託期間、委託手数料その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成のうえ、委託しようとするコンビニ本部との間に契約を締結しなければならない。

(契約期間)

第6条 委託期間は、契約締結の日から1年以内とする。ただし、委託期間はこれを更新することを妨げない。

(委託手数料)

第7条 局長は、コンビニ本部に対し、別に定めるところにより算定した額を委託手数料として支払うものとする。

(収納した料金等の払い込み方法)

第8条 コンビニ本部は、収納した料金等を局長の指定する期日までに、北九州市上下水道局出納取扱金融機関の局長の指定する口座に払い込むものとする。

(委託事務の告示)

第9条 令第26条の4第1項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。これらの事項に変更が生じたときも同様とする。

- (1) 受託者
- (2) 受託事務
- (3) 契約期間

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、収納事務のコンビニ本部への委託に関する事務処理手順については、局長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

使用水量の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号。以下「条例」という。）第31条の規定による使用水量の認定は、この要綱の定めるところによる。

(メーターの異常等)

第2条 条例第31条に規定する「水道メーターに異常があるとき」とは、水道メーターに感度不良、不進行、落針、ガラスの破損、空転、文字盤不良、取付け不良等が認められ、当該メーターの指示水量によっては使用水量が確認できない場合をいう。

(使用水量の不明)

第3条 条例第31条に規定する「使用水量が不明なとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 使用者の不在、水道メーターボックスの上の積荷又は車、水道メーターの埋没及び水没により検針ができないとき。

(2) 水道メーター以降における漏水が認められるとき。

(本要綱における用語の定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 差引水量 水道メーターにより計量した水量であり、今期検針の水道メーターの指示水量から前期検針の水道メーターの指示水量を差し引いた水量をいう。

(2) 推定水量 使用したと推定される水量であり、漏水が認められる場合は、漏水しなかったと仮定し算定する水量をいう。推定水量の算定は、前期の使用水量、直前3期の平均使用水量、前年同期の使用水量のうち、季節変動、世帯員異動等を考慮して行う。また、過去の使用実績がない等水量の算定が困難な場合は、現在の使用実績その他の事情を考慮して算定する。

(3) 漏水量 漏水として推定される水量であり、差引水量から推定水量を差し引いた水量をいう。

(使用水量の認定の算定方法)

第5条 使用水量を認定する場合の算定方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第2条又は第3条第1号に該当する場合、使用水量は推定水量とする。

(2) 第3条第2号に該当する場合は、次のア～エに該当する場合を除き、漏水修繕等の措置後、別表に掲げる算定方法により使用水量を認定する。

ア 不正な給水装置工事による漏水のとき。

イ 漏水が確認されているにもかかわらず、正当な理由なく修理その他の措置を怠っているとき。

ウ 故意又は重大な過失が原因のとき。

エ 漏水量が少量なとき。

(3) 前2号に該当しない場合、使用水量は差引水量とする。

(使用水量の認定の特例)

第6条 大規模災害等その他特別な理由がある場合、特別に使用水量を認定することができるものとする。

(端数計算)

第7条 第4条及び第5条において、水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 使用水量の認定に関する要領（昭和59年4月1日）は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 漏水事由 | 算定方法 |
|--|--|
| 地下、床下又は壁の中等の漏水 (ただし、設備・機器の漏水を除く。) | (1) 漏水が始まったと推測される日から最初に検針した使用水量は、推定水量とする。 (2) その次の期に検針した使用水量は、推定水量の2倍を限度として、推定水量に漏水量の2分の1を加算する。 (3) 次々期以降に検針した使用水量は、差引水量とする。 |
| 受水槽、温水器等の設備・機器 又は地上露出管等の漏水 | (1) 漏水が始まったと推測される日から最初に検針した使用水量は、推定水量の2倍を限度とする差引水量とする。ただし、同一の漏水事由により再度漏水があった場合の使用水量は、差引水量とする。 (2) その次の期以降に検針した使用水量は、差引水量とする。 |
| その他、使用水量を差引水量とすることが相当でないと認められる漏水（火災による漏水の場合又は疾病等により管理責任を問えない状態にあった場合等） | 推定水量とする。 |

共同住宅各戸検針及び各戸徴収実施要綱

(平成16年10月1日一部改正)

(平成24年4月1日一部改正)

(令和2年1月1日一部改正)

(令和2年11月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が各戸検針及び各戸徴収を行う共同住宅について、必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 3階以上の建物で受水槽等設備を有し、各戸に水道メーター(以下「メーター」という。)が設置され、1建物で住宅が6戸以上であること。

(適用条件)

第3条 受水槽以下の給水設備が、「北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程」及び「直結式給水施行要綱」等に準じたものであること。

- 2 各戸及び共用部分にメーターが設置され、そのメーターが基準どおり整備されていること。
- 3 オートロック式の建物については、「オートロック解錠方法(変更)届」を提出し、上下水道局が行う検針、取替等に協力すること。

(メーターの整備基準)

第4条 メーターは、設備所有者又は居住者において、各戸検針、各戸徴収実施前に北九州市上下水道局指定のメーターと取替えること。

- 2 北九州市上下水道局指定のメーターを新規に設置し、又は既設のものと取替える際の費用(メーター購入費、取替費、工事費等)は、すべて設備所有者又は居住者の負担とし、以後、メーターに関する維持管理は上下水道局が行う。ただし、電子式メーターを設置した場合は、集中検針盤その他設備の維持管理は設備所有者又は居住者の負担とする。

(料金の算定方法)

第5条 2月ごとに各戸メーター及び共用部分のメーター(以下「子メーター」という。)を検針し、その使用水量をもって料金を算定する。

- 2 受水槽上流において、上下水道局が設置したメーター(以下「親メーター」という。)は従前のおり設置し、子メーター検針と並行して検針するものとする。
- 3 親メーターの指示水量が子メーターの使用水量の合計量より著しく多量の場合、その原因が漏水その他で設備所有者又は居住者の施設の維持管理上の責に帰すると認められるときは、その水量の料金は設備所有者又は総代人が負担する。

(料金徴収方法)

第6条 2月ごとに各戸徴収とする。

- 2 親メーターと子メーターの差によって料金を請求する場合は、いずれも設備所有者又は総代人から徴収する。この場合においても2月ごととする。

(未納に対する処置)

第7条 入居者が水道料金等を滞納したときは、当該入居者に対して水道条例第41条の規定により給水を停止することができる。

- 2 第5条第3項による水道料金等を滞納したときは、各戸検針、各戸徴収の契約を解除し、水道条例第41条の規定により給水を停水することができる。

(申請手続)

第8条 当該住宅の設備所有者は事前協議書を提出し、協議完了後に工事等を実施し適正に申請する。

- 2 申請書の提出は、営業課とする。
- 3 契約は、上下水道事業管理者と設備所有者とする。

(平成21年4月1日・一部改正)

(受水槽以下給水設備等の維持管理)

第9条 受水槽以下給水設備の水質保全及び宅地内給水装置を含めた受水槽以下給水設備の漏水防止その他維持管理は、設備所有者及び総代人が全責任を負うものとする。

付 則

この要綱は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に設計及び施工したものは、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に設計及び施工したものは、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に設計及び施工したものは、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に設計及び施工したものは、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に設計及び施工したものは、なお従前の例による。

年 月 日

北九州市水道事業管理者
上下水道局長

様

設備所有者 住 所
氏 名
連絡先
代 理 人 住 所
氏 名
連絡先

共同住宅制度適用（変更）事前協議書

下記場所における共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の取扱いを申請したい
ので、事前協議（現地調査含む）をお願いします。

記

- 1 共同住宅の所在地 _____
- 2 共同住宅の名称 _____
- 3 貯水槽概要 受水槽 m^3 ・ 高置水槽 m^3
- 4 水栓番号 _____
(新設の場合は記入の必要なし)
- 5 共同住宅の規模
- | | 棟 | 階建て |
|----------|---------------|--------------|
| (1) 住宅専用 | <u>メーター口径</u> | <u>mm× 戸</u> |
| | <u>メーター口径</u> | <u>mm× 戸</u> |
| (2) 非住宅 | <u>メーター口径</u> | <u>mm× 戸</u> |
| (3) 散水栓 | <u>メーター口径</u> | <u>mm× 戸</u> |
- 6 添付書類 配管等がわかる図面 1部
- 7 現地立会人 氏名 連絡先

※ 変更の場合は変更に○を付け、所在地・共同住宅の名称及び変更箇所のみ記入し
てください。

年 月 日

設備所有者

様

北九州市水道事業管理者
上下水道局長

共同住宅制度適用事前協議結果通知書

下記場所における共同住宅の各戸検針及び各戸徴収について、共同住宅制度適用（変更）事前協議書に基づき審査した結果、次のとおり通知します。

記

- | | | | | |
|---|-------------|--|--|------------|
| 1 | 協議結果 | 適用 | できる | できない |
| 2 | 適用建物 | | | |
| | 1) 共同住宅の所在地 | | _____ | |
| | 2) 共同住宅の名称 | | _____ | |
| | 3) 貯水槽概要 | | 受水槽 _____ m ³ ・ 高置水槽 _____ m ³ | |
| | 4) 規 模 | | 棟 | 階建て |
| | 5) 戸 数 | | 戸 | (うち住宅専用 戸) |
| 3 | その他 | | | |
| | 1) | 本書及び事前協議書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届出を行い協議するものとする。 | | |
| | 2) | 本書及び事前協議書の記載事項と現地が異なるときは、「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収」の契約ができないことがある。 | | |

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書

北九州市水道事業管理者上下水道局長（以下「甲」という。）と住宅設備所有者（以下「乙」という。）とは、乙が北九州市に設置するの建物（以下「共同住宅」という。）の各戸検針及び各戸徴収に関し、次のとおり契約を締結する。

（総代理人の選定）

第1条 乙は、共同住宅の水道使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定するものとする。

（設備所有者、管理責任者の責務）

第2条 乙及び総代理人は、共同住宅の給水設備に係る次の各号の責務を有する。

- (1) 漏水防止対策に関すること。
- (2) 修繕工事に関すること。
- (3) 事故発生時の対策に関すること。
- (4) 貯水槽の清掃（年1回以上）及び定期点検に関すること。
- (5) 水道使用者に対し、この契約の内容を周知せしめ、甲の業務遂行に支障をきたさないよう協力するとともに、水道使用者に対し、適切なる指導を行うものとする。
- (6) その他甲が必要と認めたことに関すること。

（受水槽以下給水設備の構造材質）

第3条 受水槽以下給水設備は、北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（昭和45年5月1日水管規程第8号）及び直結式給水施行要綱に定める基準に準じたものとする。

（受水槽以下給水設備等の維持管理）

第4条 受水槽以下給水設備の水質保全及び宅地内給水装置を含めた受水槽以下給水設備の漏水防止等維持管理は、乙及び総代人が全責任を負うものとする。

2 甲が、受水槽以下給水設備の検査を必要と認めるときは、乙又は総代人は立入検査に協力するとともに、検査の結果、改善を要する場合は、乙は甲の指示に従い自己の費用により速やかに必要な措置を講じなければならない。

(親メーターの設置)

第5条 甲は、共同住宅の完工検査合格後、受水槽流入口に至るまでの給水装置に甲の水道メーター（以下「親メーター」という。）を設置する。

(子メーターの設置及び維持管理など)

第6条 乙は、各戸に上下水道局指定の次の号に該当する水道メーター（以下「子メーター」という。）及び必要な設備を自己費用で設置しなければならない。

(1) 子メーターは、原則平型メーターを設置する。

(2) 平型メーターを設置しない場合は、電子式メーター及び集中検針盤を設置し、電子式メーターの設置に伴う集中検針盤その他設備については、設備所有者の負担とする。

2 前項により設置された子メーターは、甲の責任において維持管理を行うため、甲が無償譲渡を受けるものとする。

3 甲は、子メーターの故障及び計量法に基づく検定満期による取替などが生じたときは、すみやかに処理する。

4 乙は、オートロック式の建物については、「オートロック解錠方法（変更）届」を提出し、上下水道局が行う検針、取替等に協力する。

(水道料金等の算定及び認定)

第7条 甲は、2月ごとの定例日に検針し、各戸の子メーターの使用水量をも

って料金を算定する。

- 2 2月ごとに計量した使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。
- 3 子メーター及び親メーターに異常があったとき、その他使用水量が不明のときは、北九州市水道条例第31条第2項により、甲が認定する。
- 4 甲は、必要があると認めたときは、使用水量の計算を第1項の定例日によらないことができる。

(水道料金等の徴収及び給水の停止)

第8条 甲は、2月ごとに水道使用者から料金等を、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により徴収する。

- 2 入居者が水道料金等を滞納した場合は、甲は当該入居者に対し北九州市水道条例第41条の規定により給水を停水することができる。

(差水量による取扱い)

第9条 甲は、検針の結果、親メーターの指示水量が子メーターの使用水量の合計量より著しく多量の場合、その原因が漏水その他の乙又は総代人の施設維持管理上の責に帰すると認められるときは、その水量の料金等は、乙又は総代人に請求するものとする。

- 2 甲は前項で請求のあった料金等を納入期限までに支払わないときは、この契約を解除し、給水を停止することができる。

(届出)

第10条 乙又は総代人は、受水槽以下給水設備等に関する次の各号の一に該当するときは、あらかじめ書面(所定の様式)により甲に届けるものとする。

- (1) 乙又は乙が選定した総代人に変更があったとき。
- (2) 受水槽以下給水設備の施設の改造及び戸数等の変更を行うとき。
- (3) オートロック式の共同住宅等で解除番号に変更があったとき。
- (4) 第2条第4号に規定する貯水槽等の清掃を行ったとき。

(契約の変更及び解除)

第 11 条 北九州市上下水道局例規の改正、その他取扱い基準についての変更があった場合は、この契約を変更することがある。

2 乙又は総代人がこの契約を履行しないとき又は第 2 条、第 10 条の責務等を怠ったときは、甲は契約を解除することがある。この場合において異議の申立は認めない。

3 前項の契約の変更、解約により乙又は総代人に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(補則)

第 12 条 この契約に定めのない事項については、北九州市水道条例（昭和 38 年 12 月 29 日条例第 119 号）、北九州市水道条例施行規程（昭和 39 年 1 月 1 日水管規程第 13 号）及び共同住宅各戸検針及び各戸徴収実施要綱によるものとする。

契約締結の証として本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 北九州市水道事業管理者

上下水道局長

㊟

乙 住宅設備所有者 住所

氏名

㊟

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話 ()

共同住宅制度適用（変更）申請書

下記の住宅について、共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の取扱いを申請します。

記

| | | | | | | |
|------------|----------------------|----------------|---------|---|------|------------------|
| 水 栓 番 号 | | | | | | |
| 所在地 | | | | | | |
| 住宅の名称 | | | | | | |
| 貯水槽概要 | 受水槽 | m ³ | 個 | ・ | 高置水槽 | m ³ 個 |
| 施設の規模等 | 棟 | 階建て | オートロック式 | | 有 | 無 |
| メーター口径及び個数 | 機種 | | mm | 個 | ・ | mm 個 |
| 内 訳 | 住宅専用 | 戸 | 非住宅 | 戸 | 散水栓 | 戸 |
| 添 付 書 類 | 1 共同住宅使用者名簿 2 配管図 | | | | | |
| 事 務 連 絡 先 | 住 所 名 称 氏 名 | | | | | |

※ 変更の場合は、変更に○を付け、所在地・住宅の名称及び変更箇所のみ記入してください。

年 月 日

設備所有者

様

北九州市水道事業管理者
上下水道局長

共同住宅制度適用決定通知書

下記の建物は申請書に基づき審査した結果、共同住宅制度（各戸検針及び各戸徴収）の適用が決定しました。

記

| | | | | | | |
|--------|-------|------------------|-------------|---|------|------------------|
| 所在地 | | | | | | |
| 住宅の名称 | | | | | | |
| 給水設備概要 | 受水槽 | m ³ | 個 | ・ | 高置水槽 | m ³ 個 |
| 施設の規模等 | 棟 | 階建て | オートロック式 有 無 | | | |
| | 機種 | mm 個・ mm 個・ mm 個 | | | | |
| 内 訳 | 住宅専用 | 戸 | 非住宅 | 戸 | 散水栓 | 戸 |
| 適用年月日 | 年 月 日 | | | | | |

共同住宅の総代人選定（変更）届

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

（法人・団体の場合は代表者名）

電話 ()

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に関する契約書に基づき、下記のとおり
総代人を選定（変更）したので届出します。

記

| | |
|----------|--------------------------|
| 水 栓 番 号 | |
| 所 在 地 | |
| 住宅の名称 | |
| 新 総 代 人 | 住 所 氏 名 電話番号 () - |
| 旧 総 代 人 | 住 所 氏 名 電話番号 () - |
| 選定・変更年月日 | 年 月 日 |

オートロック解錠方法(変更)届

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長 様

設備所有者 住所
 名称
 氏名 (※)
 (法人・団体の場合は代表者名)
 電話 ()
 (※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

水道使用開始申込にあたり、下記のとおり解錠方法(変更)を届出します。

記

| | |
|-----------|--|
| 水 栓 番 号 | |
| 所 在 地 | |
| 施 設 の 名 称 | |
| 解 錠 方 法 | (該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。) |
| | 1 ID (暗証) 番号 _____ 2 合鍵 _____ |
| 連 絡 先 | ① 連絡責任 住 所 氏 名 電 話 ② 管理会社 住 所 会社名 電 話 ③ その他 _____ _____ |

注) 該当する項目を記入してください。
 解錠方法は1、2のいずれかで対応をお願いします。
 上記の内容に変更を生じた場合は、届出書を再提出してください。

共同住宅の貯水槽清掃届

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者

住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

()

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の契約書に基づき、下記のとおり受水槽・高置水槽の清掃作業を行いましたので、届け出ます。

記

| | | | | |
|---------|----------------------|------|---|-----|
| 水 栓 番 号 | | | | |
| 所 在 地 | | | | |
| 住宅の名称 | | | | |
| 棟名 | 容量 (m ³) | | | 清掃日 |
| | 受水槽 | 高置水槽 | 計 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |
| 施 工 業 者 | 住 所 | | | |
| | 名 称 | | | |
| | 電話番号 () - | | | |

共同住宅における子メーターの無償譲渡届

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名 (※)

(法人・団体の場合は代表者名)

電話 ()

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

共同住宅の各戸検針及び各戸徴収の契約書に基づき、下記のとおり
子メーターを無償譲渡いたします。

記

| | | | | |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| 水 栓 番 号 | | | | |
| 所 在 地 | | | | |
| 住宅の名称 | | | | |
| メーター機種・戸数等 | 機 種 | 口 径 | 数 量 | 番 号 |
| | | mm | 個 | ～ |
| | | mm | 個 | ～ |
| | | mm | 個 | ～ |
| | 合 計 | | | 個 |

集合住宅制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が取り扱う集合住宅制度について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅とは、受水槽給水設備を有し、2戸以上で北九州市水道条例（以下「条例」という。）第4条に定める専用給水装置（以下「専用給水装置」という。）を専ら家事用に使っている住宅の使用水量を、各戸均等に使用したものとみなす建物をいう。
- (2) 住宅とは、独立した居室と住宅専用の給水用具を有し、独立した生活を営むことができる定住性のあるもので、集合住宅の専用給水装置を共同して使用するものをいう。
- (3) 非住宅とは、営業用のもの、給水用具のないもの、作業所、事務所、特定人の住宅になっていない宿直室及び管理人室、並びに共用の施設である会議室、書庫、倉庫、車庫、共同浴場、食堂及び散水栓等をいう。
- (4) 混住住宅とは、集合住宅内に住宅と非住宅が混在しているものをいう。
- (5) 総戸数とは、当該集合住宅における住宅の全戸数をいう。
- (6) 使用戸数とは、総戸数のうち、現に独立した世帯が居住する住宅の戸数をいう。
- (7) 所有者とは、集合住宅の設備所有者をいう。
- (8) 所有者等とは、前号に定める所有者及び前号に定める所有者により選定された総代人をいう。

(適用の条件)

第3条 集合住宅の適用条件は、次の各号をすべて満たしていること。

- (1) 3階以上の建物で受水槽給水設備を設置していること。
- (2) 受水槽以下の給水設備が水道法施行令第6条、北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程及び直結式給水施行要綱に準じたものであること。
- (3) 集合住宅内に2戸以上の住宅があること。
- (4) その他管理者が必要と認める条件を満たしていること。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、受水槽以下給水設備の水質保全及び宅地内給水装置を含めた受水槽以下給水設備の漏水防止その他維持管理について全責任を負う。

(料金の算定方法及び認定)

第5条 料金は、2月ごとに集合住宅の水道メーターを検針し、その水量を使用戸数として定めた住宅各戸（以下「各戸」という。）が均等に使用したものとみなし、次の各号により算定した金額の合計額とする。

(1) 基本料金については、全住宅内の最大口径を、各戸の口径として条例第28条の規定に基づき算定した金額とする。この場合において、口径の確認は条例第5条に基づく申請に基づき行うものとする。

(2) 従量料金については、各戸で均等に使用したものとみなされる水量に応じて条例第28条の規定に基づき算定した金額とする。

2 使用戸数については、所有者等からの申請書及び変更届の提出をもって、定めるものとする。

3 混住住宅については、前各項の例により算定する。

(料金の徴収)

第6条 2月ごとに所有者等から徴収する。

(未納に対する処置)

第7条 所有者等が水道料金等を滞納したときは、当該集合住宅に対して条例第41条の規定により給水を停止することができる。

(申請の手続等)

第8条 所有者等は、「集合住宅制度適用（変更）申請書」に必要書類を添付して申請する。この場合において、提出書類に不備がある場合は、当該申請を受理しないことができる。

2 前項に定める申請内容が第3条各号に定める適用条件をすべて満たしていると認めるときは、所有者等との間に集合住宅に関する契約書を取り交わすものとする。

3 所有者等は、総戸数や使用戸数に変更があった場合は、速やかに「集合住宅の（総戸数・使用戸数）変更届」に必要書類を添付して申請しなければならない。この場合において、提出書類に不備がある場合は、当該申請を受理しないことができる。

(調査)

第9条 前条に定める申請書を受理した後、当該申請に係る調査をすることができる。この場合において、所有者等は当該調査に協力しなければならない。

(適用の時期)

第10条 適用時期は、次の各号の定めによるものとする。

(1) 第8条第1項の申請による場合は、同条第2項に定める契約締結後、最初の検針分から適用する。

(2) 第8条第3項の申請による場合は、申請書を受理した次回の検針分から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に集合住宅制度を適用しているものは、従前の例によるものとする。ただし、使用の再開などにより、新規に契約を締結する場合は、この要綱を適用する。

付 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日以前に集合住宅制度を適用しているものは、従前の例によるものとする。ただし、使用の再開などにより、新規に契約を締結する場合は、この要綱を適用する。

北九水総業第35号
昭和47年3月10日

営業所長 殿

総務部長名

集合住宅の水道料金の算定について

用途別料金体系が、口径別料金体系に変更されることに伴い、集合住宅（共同住宅であって各戸検針を実施している世帯を除く）の基準および料金の算定を次のように定めたので通知します。

また、従来行っていた「連合専用」の取扱いは廃止します。

記

（集合住宅の定義）

- 1 集合住宅とは、水道条例第4条第1項に定める専用給水装置を2世帯以上で、もっぱら家事用に使用する住宅をいう。

（料金の算定）

- 2 集合住宅の料金は、水道局が設置した水道メータで計量した水量を届出のあった世帯数で均等に配分し、給水管の口径をもってその世帯の口径として料金を算定する。

（給水管の口径）

- 3 給水管口径の認定は、次のとおりとする。

- (1) 世帯ごとに参考メータを設置している場合は、その参考メータの口径
- (2) 世帯ごとに参考メータを設置していない場合は、住宅の外壁を通過する部分の給水管の口径

（給水管口径の認定の特例）

- 4 給水管の口径が異なる集合住宅の給水管の口径は、大きい方の給水管口径をもって、その集合住宅の給水管口径とする。

（給水管口径の確認）

- 5 新規に集合住宅として開始する場合は、営業所において、口径の確認を行うものとする。

(混住住宅の取扱)

6 ひとつの建物内で住宅と店舗等が混住している場合には、住宅が2戸以上あり、かつ各世帯ごとに給水栓を取りつけているものは、集合住宅として取扱うことができる。

(集合住宅の届出)

7 集合住宅の要件に適合している世帯であって、条例第19条の届出があったものについては、集合住宅として料金を算定する。

(実施時期)

8 実施時期は、昭和47年4月1日からとする。

(その他)

9 従来連合専用として、料金算定を行っていたものでも、集合住宅の要件に適合しないものは、集合住宅として取扱わない。

(7) 所有者とは、集合住宅の設備所有者をいう。

(8) 所有者等とは、前号に定める所有者及び前号に定める所有者により選定された総代人をいう。

(適用の条件)

第2条 集合住宅の適用条件は、次の各号をすべて満たしていること。

(1) 3階以上の建物で受水槽給水設備を設置していること。

(2) 受水槽以下の給水設備が水道法施行令第6条、北九州市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程及び直結式給水施行要綱に準じたものであること。

(3) 集合住宅内に2戸以上の住宅があること。

(4) その他甲が必要と認める条件を満たしていること。

(総代人の選定)

第3条 乙は、集合住宅の水道使用に関する事項を処理させるため、総代人を選定するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、集合住宅の給水設備に係る次の各号の責務を有する。

(1) 漏水防止対策に関すること。

(2) 修繕工事に関すること。

(3) 事故発生時の対策に関すること。

(4) 受水槽の清掃（年1回以上）及び定期点検に関すること。

(5) 水道使用者に対し、この契約の内容を周知せしめ、甲の業務遂行に支障をきたさないよう協力するとともに、水道使用者に対し適切な指導を行うものとする。

(6) その他、甲が必要と認めたことに関すること。

2 所有者等は、受水槽以下給水設備の水質保全及び宅地内給水装置を含めた受水槽以下給水設備の漏水防止その他維持管理について全責任を負う。

- 3 甲が受水槽以下給水設備の検査を必要と認めるときは、所有者等は立入検査に協力しなければならない。この場合において、検査結果により甲が改善の必要があると判断した場合、所有者等は甲の指示に従い自己の費用により速やかに必要な措置を講じなければならない。

(水道料金等の算定及び認定)

第5条 料金は、2月ごとの定例日に集合住宅の水道メーターを検針し、その水量を使用戸数として定めた住宅各戸（以下「各戸」という。）が均等に使用したものとみなし、次の各号により算定した金額の合計額とする。

- (1) 基本料金については、全住宅内の最大口径を、各戸の口径として条例第28条の規定に基づき算定した金額とする。この場合において、口径の確認は条例第5条に基づく申請に基づき、甲が行うものとする。

- (2) 従量料金については、各戸で均等に使用したものとみなされる水量に応じて条例第28条の規定に基づき算定した金額とする。

- 2 使用戸数については、所有者等からの申請書及び変更届の提出をもって、定めるものとする。

- 3 メーターに異常があったとき、その他使用水量が不明のときは、甲が認定する。

- 4 甲は、必要があると認めたときは、使用水量の計算を第1項の定例日によらないことができる。

- 5 混住住宅については、前各項の例により算定する。

(水道料金等の徴収及び給水の停止)

第6条 甲は、前条で算定した金額を納入通知書による払込み又は口座振替の方法により徴収する。

- 2 甲は、所有者等が前条に定める水道料金等を滞納したときは、条例第41条の規定により当該集合住宅の給水を停止することができる。

(届出)

第7条 所有者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ甲に書面(所定の様式)により届け出をする。

- (1) 所有者等に変更があったとき。
- (2) 申請した戸数又は口径等に変更があったとき。
- (3) 第4条第1項第4号に規定にする受水槽等の清掃を行ったとき。

(契約の変更)

第8条 北九州市上下水道局例規の改正、その他取扱い基準についての変更があった場合は、この契約を変更することがある。

- 2 前項の契約の変更により所有者等に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(契約の解除)

第9条 所有者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、甲は契約を解除することができる。この場合において異議の申立は認めない。

- (1) 第2条の適用の条件を欠いたとき。
- (2) 第4条に定める責務を履行しないとき。
- (3) 第6条により給水を停止したとき。

- 2 前項の契約の解除により所有者等に損害が生ずることがあっても、甲はその責を負わない。

(補則)

第10条 この契約に定めのない事項については、条例、北九州市水道条例施行規程及び集合住宅制度実施要綱によるものとする。

契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 北九州市水道事業管理者

上下水道局長

㊟

乙 設備所有者 住所

氏名

㊟

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

集合住宅制度適用（変更）申請書

下記の住宅について、集合住宅制度の適用を申請します。

記

| | | | | | | |
|------------------------|--------|-----|------|----------------|------|------|
| 水 栓 番 号 | | | | | | |
| 所 在 地 | | | | | | |
| 住 宅 の 名 称 | | | | | | |
| 貯水槽設備概要 | 受水槽 | m3 | 個 | ・ | 高置水槽 | m3 個 |
| 施設の規模等 | 棟 | 階建て | | 戸 | | |
| 戸 数 の 内 訳 | 住宅専用 | 戸 | 非住宅等 | 戸 | 散水栓 | 戸 |
| 各戸に参考メーターを 設置しているとき | メーター口径 | mm | 戸 | 現在使用し ている戸数 | | 戸 |
| 参考メーターを設置 していないとき | 給水管の口径 | mm | 戸 | | | |
| | 給水管の口径 | mm | 戸 | | | |
| 添 付 書 類 | 配管図 | | | | | |
| 事 務 連 絡 先 | 住 所 | | | | | |
| | 名 称 | | | | | |
| | 氏 名 | TEL | | | | |

※ 変更の場合は、変更に○を付け、所在地・住宅の名称及び変更箇所のみ記入してください。

年 月 日

設備所有者

様

北九州市水道事業管理者
上下水道局長

集合住宅制度適用（変更）決定通知書

下記の建物は申請書に基づき審査した結果、集合住宅制度の適用が決定しました。

記

| | | | | | | |
|-----------|--------|-----|--------|---|------|------|
| 水 栓 番 号 | | | | | | |
| 所 在 地 | | | | | | |
| 住 宅 の 名 称 | | | | | | |
| 貯水槽設備概要 | 受水槽 | m3 | 個 | ・ | 高置水槽 | m3 個 |
| 施設の規模等 | 棟 | 階建て | 戸 | | | |
| 戸 数 の 内 訳 | 住宅専用 | 戸 | 非住宅 | 戸 | 散水栓 | 戸 |
| 決定計算口径 | mm | | 現在使用戸数 | | 戸 | |
| 適 用 時 期 | 月請求分から | | | | | |

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

集合住宅の総代人選定（変更）届

集合住宅に関する契約書に基づき、下記のとおり総代人を選定（変更）したので届け出ます。

記

| | |
|-----------|--------------------|
| 水 栓 番 号 | |
| 所 在 地 | |
| 住 宅 の 名 称 | |
| 新 総 代 人 | 住 所 氏 名 電話番号 |
| 旧 総 代 人 | 住 所 氏 名 電話番号 |
| 選定・変更年月日 | 年 月 日 |

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者又は総代人

住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

集合住宅の（総戸数・使用戸数）変更届

集合住宅に関する契約書に基づき、下記のとおり（総戸数・使用戸数）の変更がありましたので届け出ます。

記

| | | | | |
|-----------|-----|---|-----|---|
| 水 栓 番 号 | | | | |
| 所 在 地 | | | | |
| 住 宅 の 名 称 | | | | |
| 総 戸 数 | 変更後 | 戸 | 変更前 | 戸 |
| 使 用 戸 数 | 変更後 | 戸 | 変更前 | 戸 |
| 非 住 宅 等 | 非住宅 | 戸 | 散水栓 | 戸 |

※ 使用戸数（計算戸数）の変更は、届出があったときの次回調定から変更する。

年 月 日

設備所有者又は総代人

様

北九州市水道事業管理者
上下水道局長

集合住宅の（総戸数・使用戸数）変更決定通知書

集合住宅に関する契約書に基づき、（総戸数・使用戸数）の変更届がありましたので、
下記のとおり変更します。

記

| | | | |
|-----------|---------------|---------|--------|
| 水 栓 番 号 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 住 宅 の 名 称 | | | |
| 総 戸 数 | 戸 | 適 用 時 期 | 月請求分から |
| 使 用 戸 数 | 戸 | | |
| 非 住 宅 等 | (非住宅 戸、散水栓 戸) | | |

年 月 日

北九州市水道事業管理者

上下水道局長

様

設備所有者 住所

名称

氏名

(法人・団体の場合は代表者名)

電話

集合住宅の貯水槽清掃届

集合住宅に関する契約書に基づき、下記のとおり受水槽・高置水槽の清掃作業を行いましたので、届け出します。

記

| | |
|---------------|----------------------|
| 水 栓 番 号 | |
| 所 在 地 | |
| 住 宅 の 名 称 | |
| 貯 水 槽 設 備 概 要 | 受水槽 m3 個 ・ 高置水槽 m3 個 |
| 施 工 業 者 | 住 所 |
| | 名 前 |
| | 電 話 番 号 |
| 清 掃 実 施 年 月 日 | 年 月 日 |

災害による公的賃貸住宅避難者に対する水道料金の免除及び下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模な自然災害が発生した場合に、北九州市内の公的賃貸住宅へ、無償で一時的な避難者として入居する者に適用する北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号。以下「水道条例」という。）第37条の規定による水道料金の免除及び北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号。以下「下水道条例」という。）第27条の規定による下水道使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 水道料金の免除等とは、水道条例第37条及び下水道条例第27条に基づく、水道料金の免除及び下水道使用料の減免をいう。

2 公的賃貸住宅とは、北九州市営住宅、北九州市住宅供給公社賃貸住宅、福岡県営住宅、福岡県住宅供給公社賃貸住宅及びUR賃貸住宅をいう。

(対象者)

第3条 水道料金の免除等の適用ができる対象者は、市内の公的賃貸住宅へ、無償で一時的な避難者として入居する者とする。

(適用期間)

第4条 前条の対象者について、水道料金の免除等ができる期間は、入居日から6ヶ月とする。ただし、前条の対象者が、6ヶ月を超えて、引き続き市内の公的賃貸住宅へ、無償で一時的な避難者として入居する場合も適用期間とする。

(適用範囲)

第5条 第3条の対象者について、前条の期間、水道料金の免除等は全額とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、災害における水道料金の免除等について必要な事項は、別に管理者が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。